参考

沖縄地方非常通信協議会の概要

電波法第７４条の規定に基づき、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立されました。

国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関として位置付けられており、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）と連携し、非常時に備えた通信計画の作成や通信訓練等を実施しています。

設立　昭和４７年９月２９日（構成員：１０３団体（令和８年４月現在））

役員　会　長：総務省沖縄総合通信事務所長

副会長：沖縄気象台次長、沖縄県知事公室秘書防災統括監

【参考】

〇「防災基本計画」（令和８年 ７月 中央防災会議決定）における位置付け

第２編　各災害に共通する対策編

第１章　災害予防

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

２ 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(3)　通信手段の確保

〇国〔総務省等〕、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

１０ 防災関係機関等の防災訓練の実施

(2)　地方における防災訓練の実施

〇地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。

※「国民の保護に関する基本指針」（平成２９年１２月改正）においても同旨。

〇非常通信協議会ホームページ

中央非常通信協議会

ＵＲＬ：https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/index.htm

沖縄地方非常通信協議会

ＵＲＬ：https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/musentuusin/okinawa_hijoukyo.html